

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年6月5日（水）午後4時00分～午後4時50分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第3会議室

3 本委員会に出席した委員（22名）

農業委員	推進委員
2番 山岡 知博	1番 水島 忠彦
3番 弓野 良子	2番 青嶋 直通
4番 青木 清美	3番 長井 浩信
5番 水島 英樹	4番 中島 優一
6番 大濱 秀弥	5番 寺崎 裕子
7番 折谷 秀幸	6番 数家 善継
8番 荒尾 和彦	7番 田中 耕一
9番 高嶋 香織	8番 坂藤 正敏
10番 清水 智也	10番 坂口 洋紀
11番 中野 義博	
12番 清水 正雄	
13番 大森 雅昭	
14番 石原 孝之	

4 本委員会に欠席した委員（1名）

農業委員	推進委員
	9番 河端 浩明

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美
事務局長代理 佐渡 譲
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 朝日町農業委員会農業委員辞任の件
- (2) 議案第2号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定の件
- (4) 議案第4号 農用地利用配分計画の決定の件
- (5) 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件
- (6) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、6月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、6月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により9番 高嶋 香織 委員、10番 清水 智也
委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「朝日町農業委員会農業委員辞任の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
1ページをご覧ください。
議案第1号「朝日町農業委員会農業委員辞任の件」、令和6年5月8日付けで、住
吉一久委員より、令和6年5月17日付けで大森雅昭委員より、辞任願いが選任者で
ある朝日町長に提出されました。
農業委員会法第13条により、朝日町長から辞職の同意にかかる照会がありました
ので、農業委員会の同意について意見を求めます。
令和6年6月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦
住吉委員におかれましては、一身上の都合により、5月24日をもって辞任したい
とのことです。
また、大森委員におかれましては、一身上の都合により、9月30日をもって辞任
したいとのことです。
手続的には、本日の農業委員会において辞任の同意が得られれば、委員より町長に
農業委員会から辞任の同意が得られたことを回答し、町長決裁日をもって辞任日とな
ります。
ただし、希望辞任日があれば、その日付をもって辞任日にできます。
なお、新委員の任命にあたっては、7月から概ね1箇月募集し、9月議会定例会に
おいて議会に上程し、承認を得たうえで任命することとなります。
また、新委員の任期は、残任期間の令和8年7月19日までとなります。
以上、農業委員辞任の件といたしまして上程します。
よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の議案につきましては、人事案件でありますことから、質疑を行わず、
すぐに採決したいと思います。
当事者である大森雅昭委員は、しばらく退室となります。

(大森委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
住吉委員及び大森委員の辞任について同意することに賛成する方の挙手を求めます。
(全員挙手)

会 長 全員挙手されましたので、議案第1号の議案につきましては、事務局の説明のとおり同意といたします。

それでは、大森雅昭委員の退室を解きます。

(大森委員 着席)

会 長 次に、議案第2号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 2ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第4条・5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条ならびに第15条の規定により意見を求めます。

令和6年6月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

議案第2号は、5条関係が3件です。

では、議案第2号の1番です。

譲受人は、朝日町桜町〇〇番地、〇〇 〇さん、譲渡人は、千葉市緑区高田町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町桜町〇〇番〇、地目は田で142㎡、転用目的は一般住宅用地です。

高嶋香織委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、3ページをご覧ください。

当該申請地は、五箇庄地区の桜町地内の町道桜町町南保1号線沿いで、旭ヶ丘団地の西側に位置します。

譲受人は、昭和48年に当該申請地と隣接地である桜町〇〇番〇を借地し、住宅を新築することとなりました。

その際、桜町〇〇番〇については転用許可手続きにより宅地に地目変更されましたが、当該申請地については転用許可の手続きが行われませんでした。

今回、当該申請地を取得することとなったことから、使用実態に合わせて、是正するものであります。

当該申請地は、隣地境界に擁壁が施工されているとともに、雨水処理は申請地西側の既存排水路に流入するようになっており、適正で隣接地には被害がないと認められます。

農地区分につきましては、市街化傾向区域（住宅用地等連単している土地に近接+10ha未満）の2種農地と判断します。

この案件は、違反転用であり申請人より始末書の提出を受けております。

また、朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

2ページにお戻りください。

次に、議案第2号の2番です。

譲受人は、朝日町桜町〇〇番地、〇〇 〇〇さん、譲渡人は、千葉市緑区高田町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町桜町〇〇番〇、地目は田で54㎡、転用目的は一般住宅用地です。

高嶋香織委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、3ページをご覧ください。

当該申請地は、五箇庄地区の桜町地内の町道桜町町南保1号線に近接し、旭ヶ丘団地の西側、1番の案件の南隣に位置します。

譲受人は、昭和49年に当該申請地と隣接地である桜町〇〇番〇を借地し、住宅を新築することとなりました。

その際、建物の計画が大きくなり、当該申請地も賃借することとされましたが、当該申請地については転用許可の手続きが行われませんでした。

今回、当該申請地を取得することとなったことから、使用実態に合わせて、是正するものであります。

当該申請地は、隣地境界に擁壁が施工されているとともに、雨水処理は申請地西側の既存排水路に流入するようになっており、適正で隣接地には被害がないと認められます。

農地区分につきましては、市街化傾向区域（住宅用地等連単している土地に近接+10ha未満）の2種農地と判断します。

この案件は、違反転用であり申請人より始末書の提出を受けております。

また、朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

2ページにお戻りください。

次に、議案第2号の3番です。

譲受人は、朝日町桜町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇さん、譲渡人は、千葉市緑区高田町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、朝日町桜町〇〇〇番、地目は田で155㎡、転用目的は一般住宅用地です。

高嶋香織委員より意見書を頂戴しております。

申請地につきましては、3ページをご覧ください。

当該申請地は、五箇庄地区の桜町地内の町道桜町町南保1号線沿いで、旭ヶ丘団地の西側、1番及び2番の案件の町道を挟んで北側に位置します。

譲受人は、平成14年に、所有地に住宅を新築し居住されてきました。

数年前に譲渡人から当該申請地を賃借し、盛土をして駐車スペース、庭及び菜園地として利用されてきましたが、当該申請地については転用許可の手続きが行われませんでした。

今回、当該申請地を取得することとなったことから、使用実態に合わせて、是正するものであります。

当該申請地は、隣地境界に擁壁が施工されているとともに、雨水処理は申請地北側及び南側の既存排水路に流入するようになっており、適正で隣接地には被害がないと認められます。

農地区分につきましては、市街化傾向区域（住宅用地等連単している土地に近接+10ha未満）の2種農地と判断します。

この案件は、違反転用であり申請人より始末書の提出を受けております。

また、朝日町土地改良区の同意での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、第5条の規定による許可申請の件として、3件、田3筆、合計351.00㎡、となります。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第2号の議案につきまして、審議したいと思えます。
高嶋香織委員から意見書を提出いただいておりますので、報告願います。

高嶋委員 譲渡人が高齢ということもあり、財産の整理をしたいと考えられ、各譲受人に対して当該申請地の買取り、又は買取れない場合は立ち退きをするように申し出たところ、各譲受人から買取りすることで了解をいただき、今回の申請に至ったものであります。
各譲受人については、当該申請地の地目が田ということを知らずに、長年使用していたこともあり、致し方ないものと考えます。

会 長 議案第2号の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

会 長 3番の案件については、何十年も前というわけでもなく、数年前に譲渡人から賃貸した際に違反転用されており、当時、転用許可の必要性に係る認識がなかったのか、非常に疑問に思えます。

このような案件を始末書のみで、通常の許可申請と同等の処理を許してよいものかと思えます。

過去には、あまりにも悪質な違反転用と認められる場合は、許可を1か月遅らせる措置をとったことがあったが、今後、違反転用防止の観点から、罰則の強化も検討すべきと考えます。

事務局 転用の許可権者は、県知事であり、違反転用と認められる場合は、許可を1か月遅らせる措置をとっていたが、現在は廃止されております。

会 長 その他に、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第2号の議案につきまして、申請どおり県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 それでは、4ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出が

ありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、8ページをご覧ください。

議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるもののみの構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

農地中間管理事業の集積計画についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は4件となり、

田：9筆：13,795.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳です。

10年以上の借り手及び貸し手が、4件、13,795.00㎡、うち再設定を含む申請は、2件、3,358.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各4件、13,795.00㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、1件、3,081.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、10ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は4件となり、

田：9筆：13,795.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

次に、11ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

10年以上の借り手及び貸し手が、4件、13,795.00㎡、うち再設定を含む申請が、2件、3,358.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各4件、13,795.00㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第3号及び第4号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第3号及び議案第4号の議案につきまして、審議したいと思います。

議案第4号において、当事者である〇〇〇〇委員がおられますので、案件を分けて審議を行います。

まずは、10ページの議案第4号183番について審議したいと思います。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
10ページの議案第4号183番について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 それでは、今ほどの当事者の案件以外の議案第3号及び議案第4号の案件について審議したいと思います。
ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 次に、協議事項として、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件」について、資料に基づき説明

会 長 ただ今、説明あったことにつきまして、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、原案のとおり公表いたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事務局 次回開催日について…7月4日(木) 16:00～

会 長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして6月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時50分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

朝日町農業委員会議長

荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員